



令和8年度
水質検査計画

沖縄県浦添市水道事業
令和8年3月

目 次

はじめに	1
1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	2
3. 水道水の状況 及び 水質管理上留意すべき事項	3
4. 水質検査地点	4
5. 水質検査項目 及び 検査頻度	5
6. 臨時の水質検査	11
7. 水質検査の委託	12
8. 水質検査方法	12
9. 水質検査計画 及び 検査結果の公表	13
10. 水質検査結果の評価 及び 水質検査計画の見直し	13
11. 水質検査の精度 及び 信頼性確保	14
12. 関係者との連携	14
別表 I-1 令和6年度水質検査結果（西原浄水場系統）	15
別表 I-2 令和6年度水質検査結果（北谷浄水場系統）	17
別表 II-1 水質基準項目の過去3年間における最大値（西原浄水場系統）	19
別表 II-2 水質基準項目の過去3年間における最大値（北谷浄水場系統）	20

はじめに

水質検査は、水道水質基準の適合状況を把握し、供給している水道水が安全であることを保証するために不可欠であり、水道事業者が担うべき水質管理の中核をなすものです。

そこで、水道法施行規則に基づき実施する水質検査について、その適正化と透明性を確保するため、水質検査計画を策定しましたので、令和8年度における水質検査の取り組みとして公表いたします。

1. 基本方針

浦添市は沖縄県企業局から浄水された水を購入して事業を営む受水事業者です。沖縄県企業局は、原水から浄水処理及び送水に至るまでの水質管理を担います。浦添市は、浄水を受水してから末端給水栓に至るまでの水質管理を担います。受水事業者である使命を念頭に置きつつ、水質検査の適正化と透明性を確保するため、以下の方針に基づき水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水道法の水質基準が適用される給水栓にて水質検査を実施します。場所の選定にあっては、水道施設の構造等を考慮し、供給する水について水質基準の適否判断が可能な場所を選定します。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目及び水質基準項目について実施し、水質管理目標設定項目については必要に応じて実施します。

(3) 検査頻度

水道法及び過去の検査結果に基づき、項目ごとに検査頻度を設定して実施します。

2. 水道事業の概要

浦添市では水源や浄水場を持っていないため、沖縄県企業局の浄水場（西原浄水場と北谷浄水場）から浄水を受水し、配水池等を経由して水道水を供給しています。

配水状況及び水道施設の概要については以下のとおりです。

なお、水源の状況や原水の水質、浄水施設等の詳細については、沖縄県企業局ホームページをご覧ください。

表1. 令和6年度の給水状況

項目	内容	備考
給水区域	浦添市全域	-
給水人口	114,803人	令和7年3月31日現在
普及率	100%	令和7年3月31日現在
一日最大配水量	38,095 m ³	令和6年度実績
一日平均配水量	36,958 m ³	令和6年度実績
水源種別	100% 浄水受水	沖縄県企業局より受水
受水している浄水場名	西原浄水場・北谷浄水場	-

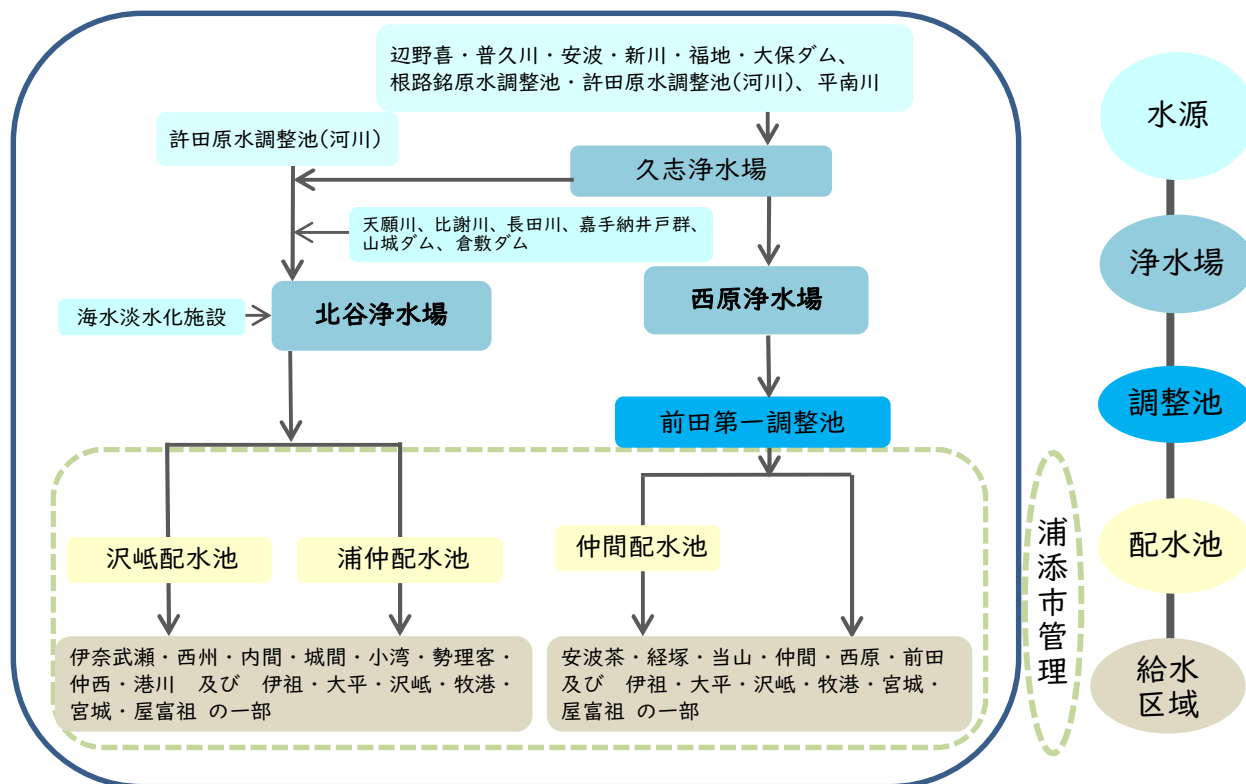


図1. 水道施設概略図

3. 水道水の状況 及び 水質管理上留意すべき事項

(1) 水道水の状況

浦添市の水道水は、沖縄県企業局が水質管理する浄水を受水した後、市内全域へ供給しています。浦添市の水道水は全て水質基準に適合し、安全であることを確認しています。「別表 I-1」「別表 I-2」に令和6年度の水質検査結果を示します。

(2) 水質管理上留意すべき事項

① 滞留水の排水作業・布設更新等による水質管理

水道水を供給する上で、配水管の老朽化や長時間の滞留水の発生が水質に悪影響を及ぼす可能性があります。老朽化した配水管の更新や滞留水の定期的な排水作業などを実施し、水質管理に努めます。

② 安全性を確保する管理体制

沖縄県企業局から浄水を受水後、水道施設全体において水質の安全を脅かすリスクの排除と監視体制として、配水池出口に自動水質測定装置を順次設置し、平常時の安全確認及び緊急時における即応体制の強化に努めます。

③ 水道水の水質に関する疑義への対応

水質に関する疑義について、現地調査によりその異常の確認と原因特定に努めます。

4. 水質検査地点

水道法に基づく定期的水質検査に供する水の採取場所について、水道施設の構造等を考慮して、配水管の末端等水の停滞しやすい場所を含め、水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

令和8年度の水質検査地点は以下のとおりです。

表2. 水質検査地点一覧

	水質検査地点	配水池等	浄水場
①	浦添市施設型共同墓	仲間配水池	西原浄水場
②	浦西団地あじさい公園	前田第一調整池	
③	浦添市歴史にふれる館	浦仲配水池	北谷浄水場
④	港川石川住宅内	沢岬配水池	

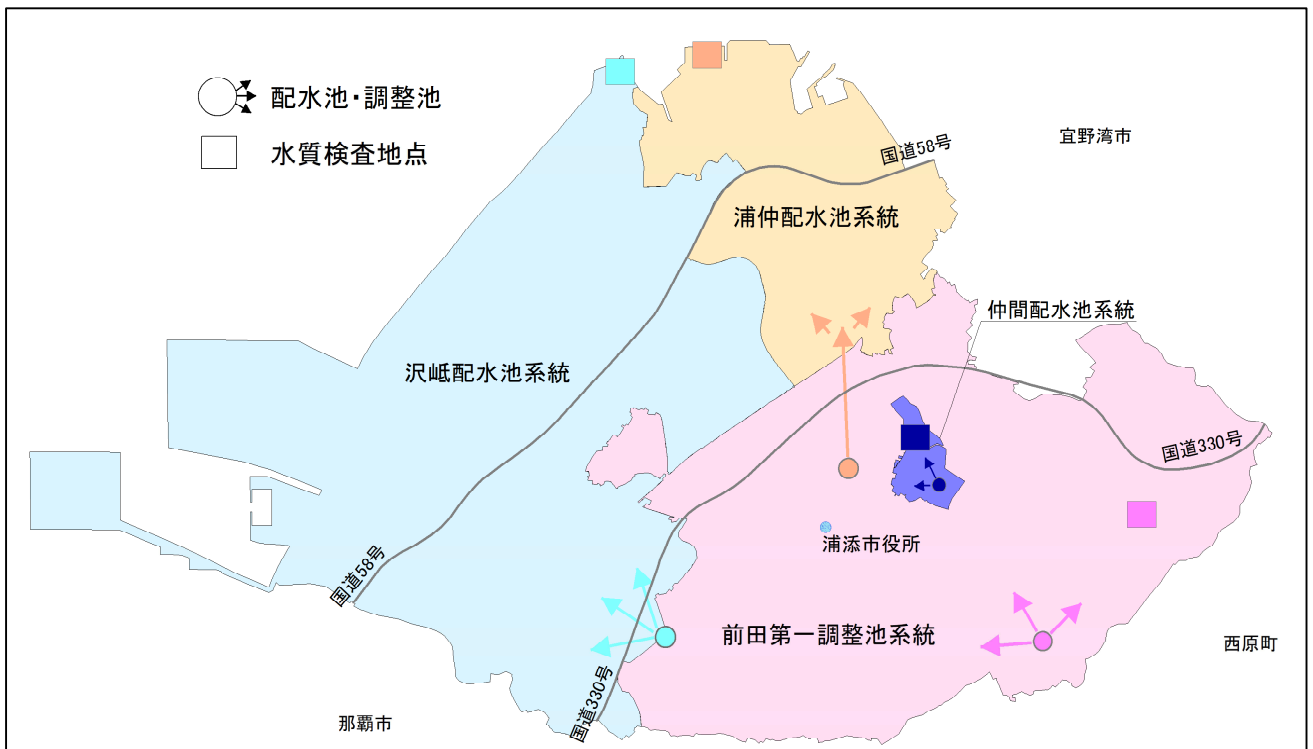


図2. 水質検査地点概略図

5. 水質検査項目 及び 検査頻度

水質検査項目は、法令で義務づけられている「1日1回以上行う検査項目（毎日検査項目）」及び「水質基準項目」、加えて水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」があります。そのほか、独自に「自主検査項目」を設定し水質管理を行います。

(1) 1日1回以上行う検査項目（毎日検査項目）及び自主検査項目

毎日検査として、法令に定められた「色、濁り、消毒の残留効果」の3項目については「色度、濁度、残留塩素濃度」を1日1回検査します。さらに、自主検査項目として「水温、臭気、味」の3項目を毎日検査に合わせて検査します。

表3. 毎日検査項目及び自主検査項目

No.	項目名	評価事項	令和8年度検査頻度 (回/年・地点)
毎1	色(色度)	5度以下	365
毎2	濁り(濁度)	2度以下	365
毎3	消毒の残留効果 (残留塩素濃度)	0.1mg/L以上	365
自1	水温	異常でないこと	365
自2	臭気	異常でないこと	365
自3	味	異常でないこと	365

(2) 水質基準項目

法令に定められた水質基準52項目について、項目に応じた検査頻度で実施します。令和8年度における項目及び検査頻度について、「表4-1」「表4-2」に記します。

検査頻度の検討においては、水道法施行規則第15条第1項第3号の規定に基づき、過去の水質検査結果等を考慮して検査頻度を決定しました。

なお、過去3年間の検査結果により検査回数を3年に1回とすることが可能な項目については、安全確認のため「1年に1回」、また、「基39:カルシウム、マグネシウム等(硬度)」については、需用者の関心が高いため「1カ月に1回」に検査頻度を増やします。

表4-1 水質基準項目の検査頻度（西原浄水場系統）

No.	項目名	水質基準値	原則的検査頻度	令和8年度検査頻度(回/年)	設定理由			
基1	一般細菌	100 個/ml以下	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回(12)	検査頻度の省略不可項目			
基2	大腸菌	検出されないこと						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回(4)	原則的検査頻度で実施する			
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下						
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下						
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下						
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下						
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下						
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下						
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下						
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下						
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下						
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下						
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下						
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下						
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下						
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下				3ヶ月に1回(4)	1年に1回(1)	過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる
基21	ベンゼン	0.01 mg/L以下						
基22	塩素酸	0.6 mg/L以下	3ヶ月に1回(4)	3ヶ月に1回(4)	検査頻度の省略不可項目			
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下						
基24	クロロホルム	0.06 mg/L以下						
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下						
基26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下						
基27	臭素酸	0.01 mg/L以下						
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下						
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下						
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下						
基31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下						
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下						
基33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下				1年に1回(1)	過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下				3ヶ月に1回(4)	原則的検査頻度で実施する	
基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下				1年に1回(1)	過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる	
基36	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下						
基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下						
基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下						
基39	塩化物イオン	200 mg/L以下				1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回(12)	原則的検査頻度で実施する
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下				3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回(4)	性状確認のため1ヶ月に1回実施する
基41	蒸発残留物	500 mg/L以下						
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	3ヶ月に1回以上	1年に1回(1)	過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる			
基43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下						
基44	2-メチルレインボルネオール	0.00001 mg/L以下						
基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下						
基46	フェノール類	0.005 mg/L以下	3ヶ月に1回以上	1年に1回(1)	過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる			
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下						
基48	pH値	5.8以上8.6以下	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回(12)	原則的検査頻度で実施する			
基49	味	異常でないこと						
基50	臭気	異常でないこと						
基51	色度	5 度以下						
基52	濁度	2 度以下						

表 4-2 水質基準項目の検査頻度（北谷浄水場系統）

No.	項目名	水質基準値	原則的検査頻度	令和8年度検査頻度(回/年)	設定理由			
基 1	一般細菌	100 個/ml 以下	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回(12)	検査頻度の省略不可項目			
基 2	大腸菌	検出されないこと						
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	3ヶ月に1回以上	1年に1回(1)	過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる			
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下						
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下						
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下						
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下						
基 8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下						
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下						
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下						
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下						
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下						
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下						
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下						
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下						
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下						
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下						
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下						
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下						
基 20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下				3ヶ月に1回(4)	3ヶ月に1回(4)	原則的検査頻度で実施する
基 21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下				1年に1回(1)	1年に1回(1)	過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	3ヶ月に1回(4)	3ヶ月に1回(4)	検査頻度の省略不可項目			
基 23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下						
基 24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下						
基 25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下						
基 26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下						
基 27	臭素酸	0.01 mg/L 以下						
基 28	縮トリハロメタン	0.1 mg/L 以下						
基 29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下						
基 30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下						
基 31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下						
基 32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下						
基 33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下				1年に1回(1)	1年に1回(1)	過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下				3ヶ月に1回(4)	3ヶ月に1回(4)	原則的検査頻度で実施する
基 35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	1年に1回(1)	1年に1回(1)	過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる			
基 36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下						
基 37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下						
基 38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下						
基 39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回(12)	原則的検査頻度で実施する			
基 40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回(4)	性状確認のため1ヶ月に1回実施する			
基 41	蒸発残留物	500 mg/L 以下						
基 42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	1年に1回(1)	1年に1回(1)	過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる			
基 43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	発生時期 1ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回(4)	水源において原因藻類の発生が少ないことは明らかであるが、確認のため実施する			
基 44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下						
基 45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	3ヶ月に1回以上	1年に1回(1)	原則的検査頻度で実施する 過去3年間の検査結果により検査頻度を減じる			
基 46	フェノール類	0.005 mg/L 以下						
基 47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回(12)	原則的検査頻度で実施する			
基 48	pH値	5.8以上8.6以下						
基 49	味	異常でないこと						
基 50	臭気	異常でないこと						
基 51	色度	5 度 以下						
基 52	濁度	2 度 以下						

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理上留意すべき項目として、水質管理目標設定項目の検査を「表5-1」「表5-2」に示す頻度で実施します。

この検査項目は、「浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は、現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等、水質管理上留意すべきものであるため、水質基準を設定するまでには至らぬが、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見知から、検査等の実施に努められたい」と行政通知（厚生労働省）において示された項目です。

表5-1 水質管理目標設定項目の検査頻度（西原浄水場系統）

No.	項目名	目標値	基準項目との重複（基No）	令和8年度検査頻度（回/年）	考慮の概要
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	健康に関する観点から実施する
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下（暫定）	—		
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	—		
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—		
目8	トルエン	0.4 mg/L 以下	—		
目9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下	—		
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	—	—	目12による副生成物であるので未実施
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	—	—	消毒剤として使用していないので未実施
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下（暫定）	—	1年に1回（1）	消毒副生成物に関する観点から実施する
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下（暫定）	—		
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	—	—	臨時の水質検査が必要な場合に実施する
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	—	1ヶ月に1回（12）	毎月検査時に実施する
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L～100mg/L以下	基39	1ヶ月に1回（12）	基準項目と重複する項目
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	基37	1年に1回（1）	
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	腐食性とおいしさの観点から実施する
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	異臭味発生防止の観点から実施する
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	—		
目22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	おいしい水の観点から実施する 蒸発残留物は、基準項目と重複する項目
目23	臭気強度（TON）	3 以下	—		
目24	蒸発残留物	30mg/L～200mg/L以下	基40		
目25	濁度	1度以下	基51	1ヶ月に1回（12）	基準項目と重複する項目
目26	pH値	7.5程度	基47		
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	—	1年に1回（1）	水道施設維持管理上の観点から実施する
目28	従属栄養細菌	2000個/ml以下（暫定）	—		
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	健康に関する観点から実施する
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	基33	3ヶ月に1回（4）	基準項目と重複する項目

※番号のない項目は欠番

表5-2 水質管理目標設定項目の検査頻度（北谷浄水場系統）

No.	項目名	目標値	基準項目との重複（基No）	令和8年度検査頻度（回/年）	考慮の概要
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	健康に関する観点から実施する
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下（暫定）	—		
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	—		
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—		
目8	トルエン	0.4 mg/L 以下	—		
目9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下	—		
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	—	—	目12による副生成物であるので未実施
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	—	—	消毒剤として使用していないので未実施
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下（暫定）	—	1年に1回（1）	消毒副生成物に関する観点から実施する
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下（暫定）	—		
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	—	—	臨時の水質検査が必要な場合に実施する
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	—	1ヶ月に1回（12）	毎月検査時に実施する
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L～100mg/L以下	基39	1ヶ月に1回（12）	基準項目と重複する項目
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	基37	1年に1回（1）	
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	腐食性とおいしさの観点から実施する
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	異臭味発生防止の観点から実施する
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	—		
目22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	おいしい水の観点から実施する 蒸発残留物は、基準項目と重複する項目
目23	臭気強度（TON）	3 以下	—		
目24	蒸発残留物	30mg/L～200mg/L以下	基40		
目25	濁度	1度以下	基51	1ヶ月に1回（12）	基準項目と重複する項目
目26	pH値	7.5程度	基47		
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	—	1年に1回（1）	水道施設維持管理上の観点から実施する
目28	従属栄養細菌	2000個/ml以下（暫定）	—		
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	健康に関する観点から実施する
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	基33	3ヶ月に1回（4）	基準項目と重複する項目

※番号のない項目は欠番

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、表6. に掲げる要件のような事態が生じ、水質基準に適合しない恐れがある場合に行います。

水質検査の結果に異常が認められた場合には、水質異常の内容と影響範囲を確認し、つつ直ちに再検査に着手すると共に、必要に応じて飲用の制限等の措置を講じます。また、臨時の水質検査に供する試料の採水は、水質基準の合否判定が適切に行える場所を選定して実施します。

表6. 臨時検査の実施要件及び検査項目

臨時の水質検査を実施する要件	検査項目
<ul style="list-style-type: none">◆水源の水質が著しく悪化したとき◆水源に異常があったとき◆水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき◆浄水過程に異常があったとき◆配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたとき◆その他特に必要があると認められるとき	<p>◆臨時の水質検査については、原則的に「水質基準項目」を対象に実施します。ただし、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（全有機炭素量）・pH・臭気・味・色度及び濁度以外の項目については、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかと認められる場合は検査を省略します。</p>

7. 水質検査の委託

「5. 水質検査項目及び検査頻度」の項に記した1日1回行う検査（毎日検査）の土・日・休日に行う検査、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び「6. 臨時の水質検査」の項に記した水質検査は、水道法第20条第3項に規定する登録水質検査機関（国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者）に業務を委託します。

委託先となる登録水質検査機関については、水道水の採水及び水質検査業務の迅速性や信頼性確保に係る精度管理体制が充実している者（水道GLPまたはISO/IEC17025の認定機関）であることを選定の条件とします。

登録水質検査機関からの検査結果の受領にあっては、水質異常時の対応遅れが生じないように適宜速報を求めるとともに、検査報告値の根拠となる書面の提出を求めることにより水質検査業務の適正委託に努めます。

8. 水質検査方法

水質基準項目の検査は国が定めた検査方法によって行います。また、水質管理目標設定項目及びその他項目の検査は国の通知による検査方法や上水試験方法（「日本水道協会」）等によって行います。

9. 水質検査計画 及び 検査結果の公表

水質検査計画は、ホームページで事業年度の開始前に公表します。また、水質検査計画に基づき行った検査結果は、迅速にホームページで公表します。

10. 水質検査結果の評価 及び 水質検査計画の見直し

各検査項目の結果を検査地点ごとに水質基準値と照らし合わせ、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度の検討・見直しに反映させます。

また、水質検査計画をより良い計画にするため、下図のようなプロセスでお客様（需用者）のご意見を計画に反映させるように努めます。

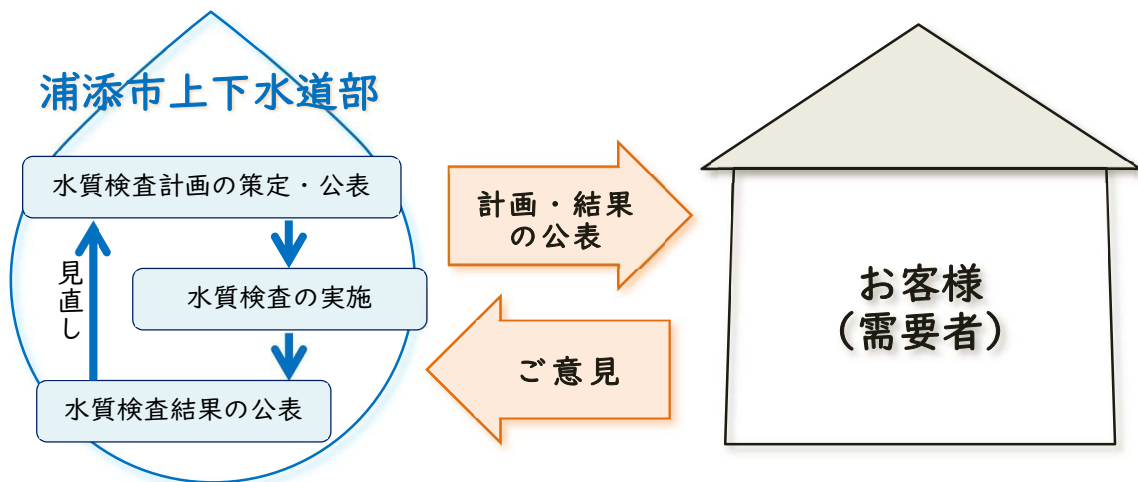


図3. 水質検査計画の見直し・策定の流れ

11. 水質検査の精度 及び 信頼性確保

水質検査に係る業務は、水道水の安全性を保証する上で採水方法、検査方法及び検査結果の点検に至るまでの一連業務に信頼性が確保されなければなりません。

本計画で検査対象とする水質検査項目は、「8. 水質検査方法」に記した検査方法にて実施し、原則として基準値及び目標値の1/10以下まで測定することとします。

また、測定結果は、項目ごとの定量下限付近の測定にあって定められた変動係数(CV)以下となるよう精度確保されていることとし、金属類の測定では変動係数が10%以下、有機化合物の測定では20%以下の精度を求めるものとします。

12. 関係者との連携

水質に関する事故や水質異常が発生した際は、沖縄総合事務局上下水道係へ報告するとともに沖縄県企業局及び関係機関と連携して迅速に対策を講じます。

浦添市の水質検査計画について、皆様のご意見をお寄せください。
今後の水質検査計画策定の参考とさせていただきます。

<お問い合わせ先>

浦添市役所 上下水道部 工務課

〒901-2608 沖縄県浦添市安波茶1-1-3

TEL 098-877-8494 FAX 098-877-0412

E-mail : wkomu@city.urasoe.lg.jp

別表 I - 1 令和 6 年度 水質検査結果表 (西原浄水場系統)

検査期間 : 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日
検査地点 : 2 箇所 ①浦西団地あじさい公園 ②浦添市施設型共同墓

No	水質基準項目	基準値	平均	最大	最小	回数
基 1	一般細菌	100 個/ml 以下	0	1	0	24
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	24
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	2
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	2
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	8
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.06	0.06	0.06	2
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	<0.05	<0.05	<0.05	2
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.013	0.013	0.013	2
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	2
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	<0.06	0.07	<0.06	8
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	8
基 23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.0102	0.0166	0.0046	8
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.003	0.005	<0.002	8
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0137	0.0153	0.0114	8
基 26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	8
基 27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0402	0.0482	0.0275	8
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.003	0.006	<0.002	8
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.0140	0.0171	0.0091	8
基 30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.0023	0.0030	0.0014	8
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.002	0.007	<0.001	8
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.008	0.013	0.002	2
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.041	0.052	0.027	8
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	2
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.004	0.004	0.003	2
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	14	14	14	2
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	21	28	19	24
基 39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下	24	31	20	24
基 40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	80	100	63	8
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	2
基 42	ジオスミン	0.00001 mg/L 以下	0.000002	0.000004	<0.000001	8
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	8
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	8
基 45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
基 46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L 以下	1.0	1.1	0.7	24
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4	7.5	7.1	24
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	24
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	24
基 50	色度	5 度 以下	<0.5	<0.5	<0.5	24
基 51	濁度	2 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	24

令和6年度 水質検査結果表（西原浄水場系統）前ページつづき

検査期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日						
検査地点：2箇所 ①浦西団地あじさい公園 ②浦添市施設型共同墓						
No	水質管理目標設定項目	目標値（* 暫定値）	平均	最大	最小	回数
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下*	<0.00001	<0.00001	<0.00001	2
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目8	トルエン	0.4 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下	<0.008	<0.008	<0.008	2
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	-	-	-	0
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	-	-	-	0
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下*	<0.001	0.001	<0.001	2
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下*	0.003	0.004	0.002	2
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	-	-	-	0
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	0.50	0.60	0.38	24
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100 mg/L	24	31	20	24
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	0.9	0.9	0.8	2
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下	2.9	3.0	2.7	2
目23	臭気強度（TON）	3 以下	1	1	1	2
目24	蒸発残留物	30～200 mg/L	80	100	63	8
目25	濁度	1 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	24
目26	pH値	7.5 程度	7.4	7.5	7.1	24
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	-2.0	-2.0	-2.0	2
目28	従属栄養細菌	2000 個/ml 以下*	0	0	0	2
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.041	0.052	0.027	8
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として、0.00005mg/L以下*	<0.000001	<0.000001	<0.000001	2

No	法定毎日検査項目	評価事項	平均	最大	最小	日数
毎1	色度（色）	5 度 以下	<0.5	0.6	<0.5	365
毎2	濁度（濁り）	2 度 以下	<0.1	0.2	<0.1	365
毎3	残留塩素濃度（消毒の残留効果）	0.1 mg/L 以上	0.49	0.82	0.16	365

No	自主検査項目	評価事項	平均	最大	最小	日数
自1	水温	-	25.6	32.6	17.5	365
自2	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	365
自3	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	365

別表 I - 2 令和 6 年度 水質検査結果表 (北谷浄水場系統)

検査期間 : 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日
検査地点 : 2 箇所 ① 浦添市歴史にふれる館 ② 港川石川住宅内

No	水質基準項目	基準値	平均	最大	最小	回数
基 1	一般細菌	100 個/ml 以下	0	0	0	24
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	24
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	2
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	2
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	8
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.25	0.25	0.25	2
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	<0.05	<0.05	<0.05	2
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.183	0.421	0.016	8
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	2
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	<0.06	0.08	<0.06	8
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	8
基 23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.0028	0.0051	0.0018	8
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	8
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0144	0.0189	0.0103	8
基 26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	<0.001	0.001	<0.001	8
基 27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0338	0.0446	0.0252	8
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	8
基 29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.0074	0.0118	0.0047	8
基 30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.0092	0.0150	0.0055	8
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.002	0.005	0.001	8
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.002	0.004	<0.001	2
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.022	0.028	0.018	8
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	2
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.003	0.004	0.002	2
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	17	17	17	2
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	34	60	19	24
基 39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下	60	110	41	24
基 40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	151	200	110	8
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	2
基 42	ジオスミン	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	8
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	8
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	8
基 45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
基 46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L 以下	0.7	0.9	0.5	24
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.3	7.5	7.0	24
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	24
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	24
基 50	色度	5 度 以下	<0.5	<0.5	<0.5	24
基 51	濁度	2 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	24

令和6年度 水質検査結果表（北谷浄水場系統）前ページつづき

検査期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日						
検査地点：2箇所 ①浦添市歴史にふれる館 ②港川石川住宅内						
No	水質管理目標設定項目	目標値（*暫定値）	平均	最大	最小	回数
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下*	<0.00001	<0.00001	<0.00001	2
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目8	トルエン	0.4 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	<0.008	<0.008	<0.008	2
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	-	-	-	0
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	-	-	-	0
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下*	<0.001	<0.001	<0.001	2
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下*	<0.001	<0.001	<0.001	2
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	-	-	-	0
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	0.47	0.54	0.37	24
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100 mg/L	60	110	41	24
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	1.5	1.7	1.3	2
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下	1.7	1.7	1.7	2
目23	臭気強度（TON）	3 以下	1	1	1	2
目24	蒸発残留物	30～200 mg/L	151	200	110	8
目25	濁度	1 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	24
目26	pH値	7.5 程度	7.3	7.5	7.0	24
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	-1.1	-1.1	-1.1	2
目28	従属栄養細菌	2000 個/ml 以下*	0	0	0	2
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.022	0.028	0.018	8
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として、0.00005mg/L以下*	0.000001	0.000001	0.000001	2

No	法定毎日検査項目	評価事項	平均	最大	最小	日数
毎1	色度	5 度 以下	<0.5	<0.5	<0.5	365
毎2	濁度	2 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	365
毎3	残留塩素濃度	0.1 mg/L 以上	0.46	0.68	0.21	365

No	自主検査項目	評価事項	平均	最大	最小	日数
自1	水温	-	27.5	38.5	17.5	365
自2	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	365
自3	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	365

別表Ⅱ-1 水質基準項目の過去3年間における最大値（西原浄水場系統）

No.	項目名	水質基準値	過去3年間の最大値	西原浄水場系統の年度最大値		
				令和6年度	令和5年度	令和4年度
基1	一般細菌	100 個/ml 以下	1	1	1	0
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.06	0.06	0.06	0.05
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.024	0.013	0.021	0.024
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001		
基21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	0.11	0.07	0.11	<0.06
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.0166	0.0166	0.0067	0.0106
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.005	0.005	0.003	0.004
基26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0169	0.0153	0.0169	0.0160
基27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0482	0.0482	0.0390	0.0390
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.006	0.006	0.002	0.004
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.0171	0.0171	0.0118	0.0138
基31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.0058	0.0030	0.0058	0.0037
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.007	0.007	0.002	0.002
基33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.018	0.013	0.018	0.013
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.058	0.052	0.049	0.058
基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.004	0.004	0.003	0.004
基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	17	14	17	14
基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	31	28	31	24
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	35	31	30	35
基41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	100	100	100	100
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基43	ジオスミン	0.00001 mg/L 以下	0.000005	0.000004	0.000003	0.000005
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	1.1	1.1	1.0	1.0
基48	pH値	5.8以上8.6以下	7.1/7.6	7.1/7.5	7.2/7.5	7.3/7.6
基49	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基51	色度	5 度 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基52	濁度	2 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別表Ⅱ-2 水質基準項目の過去3年間における最大値（北谷浄水場系統）

No.	項目名	水質基準値	過去3年間の最大値	北谷浄水場系の年度最大値		
				令和6年度	令和5年度	令和4年度
基1	一般細菌	100 個/ml 以下	1	0	1	0
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.25	0.25	0.21	0.09
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.427	0.421	0.301	0.427
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下	0.000005	0.000001	0.000001	0.000005
基21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	0.10	0.08	0.10	0.06
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.0051	0.0051	0.0041	0.0048
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0189	0.0189	0.0174	0.0158
基27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	0.001	0.001	<0.001	<0.001
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0446	0.0446	0.0397	0.0415
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.0118	0.0118	0.0102	0.0091
基31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.0171	0.0150	0.0088	0.0171
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.005	0.005	0.003	0.002
基33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.014	0.004	0.014	0.009
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.035	0.028	0.035	0.034
基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.004	0.004	0.003	0.004
基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	20	17	20	14
基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	60	60	59	55
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	110	110	96	57
基41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	200	200	170	160
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基43	ジオスミン	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	0.9	0.9	0.8	0.8
基48	pH値	5.8以上8.6以下	7.0/8.1	7.0/7.5	7.1/8.1	7.1/7.9
基49	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基51	色度	5 度 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基52	濁度	2 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1